

出張目的	生活困窮者自立支援事業に係る状況把握等			
出張先	生活相談支援センター			
出張経過	出発地・日時	市庁舎 9月21日 午前9時55分	到着地・日時	生活相談支援センター 9月21日 午前10時
	帰着日時	9月21日 午前10時57分	滞在日数	
	経路及び利用交通機関	市庁舎→生活相談支援センター→市庁舎 徒歩		
用務経過				
生活困窮者自立支援事業に係る状況を把握するため、現地視察を行いました。				
参加者：決算特別委員会環境厚生分科会				
馬場委員長、平本副委員長、酒井委員、富谷委員、小川委員、奥村委員、福井委員				
事務局随員 門局長、鈴木係長、池永主任				
計 10人				
その他	別紙のとおり			
添付書類	説明資料等（添付のとおり）			
備考	1. その他欄には、意見、感想等を記載すること（必要に応じ適宜、別紙の添付も可）。 2. 送付書類は項目別に記載の上、本復命書に綴込み提出のこと。 但し、事務処理上差支えがあれば提示するにとどめてよい。			

視 察 概 要

◎平成28年9月21日（水曜日）午前10時～午前10時52分

生活相談支援センターの現地視察

対応者

秋山センター長ほか2名

10:00～

[秋山センター長挨拶]

[馬場委員長挨拶]



[秋山センター長説明]



～10:43

[質疑]

＜酒井委員＞

丁寧な対応をしようとする時間がかかる事業だと思うが、直営でもできることを委託でしている。委託費用は最初に決まっているが、業務が増えていけばそれなりに費用が

かかるがどうか。他の事業で、委託をして、市が直接実施している時には入っていた予算がついていないという事例があった。こちらではどうなのか、実態は。

<秋山所長>

そもそも始まったのが平成26年度のモデル事業で、平成27年4月から本格実施となっており、費用がどれぐらいかかるのかを含めて、まだまだ手探りの状況である。国は、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員の3人体制を基本として示しているだけである。スタッフが増えれば費用が要る。委託なので、例えば950万円で委託されれば受託した以上は実施するが、やはり事務が新たに増えるとそれだけ職員の負担も大きくなり、給与の改定も必要になるのではないかという思いはある。そのあたりのところで、足りない部分は社会福祉法人の持ち出しがあるが、そこは今後、亀岡市と協議するという契約になっている。我々としては必要な経費についてはお願いしたいと考えている。基本的には委託料で全て運営できれば理想だが、現実はそのままでいい。今後、平成27・28年度の実績等を踏まえて協議したいと考えている。

<酒井委員>

今、任意事業の就労準備支援事業は実施されていないが、必要なことだと考える。出口としてそれがあれば、できることは結構増えるのか。

<秋山所長>

そのように考える。長期間就労していない人、例えば2～3年引きこもっていた人をいきなり職安に連れて行っても、一般就労は無理である。そういうところへ行ったら社会性を身につけ、セミナーやパソコン教室等、いろいろな経験を踏まえて自信をつけてから一般就労に繋げるべきである。今までのケースを見ていると、面接に行ったら何回も落とされて自信を失っていく。やはり一定の期間が必要である。そういうところがあればそこに繋ぎ、それから一般就労へと、ワンクッション置きたいところはある。ネットワーク推進会議でもそのような意見が出た。そこには市の人も来られていたので、そのあたりのことを斟酌し、来年度何とかしていただけるのではないかという思いである。

<福井委員>

所長がやっていることは、ケースワーカーと何が違うのか。

<秋山所長>

ケースワーカーが行うのは、金銭給付など主に最低限度の生活の保障である。ここは生活保護に至るまでの人なので、金銭給付は何もない。今後、生活保護に至らないような支援というのが主な業務である。

<馬場委員長>

相談者内訳で20～30代が4分の1程度を占めている。ブラック企業と関わるような事例はあるのか。若者の相談はどのようなものか。

<秋山所長>

最近、30代の青年の引きこもりの相談があった。母親に聞くと、支店長に厳しく言われて出社できなくなったとのことであった。支店長が継続的にいじめをしていた。本人は無断欠勤しており、行かないとクビになると言ったが行くことができず、委任状をもらって我々が支店長に会いにいった。すると、東京本社扱いになっていると言われた。

そして東京本社の担当者に聞いたところ、解雇の手続きをしているとのことであった。いじめに遭っていることを伝えたが取り合ってもらえなかった。そこで京都下労働基準監督署に相談し、労働基準監督署で事業者と本人を対話させる「あっせん」の制度を実施してもらった。そこで本人がいじめに遭ったことを話したところ、事業者側の常務は「分かった。本人には大阪支店に異動してもらおう」と言われた。そうではなく支店長を異動させるのが本来だと伝えたところ、仲裁者にも応援いただき、その結果、常務も「分かった、復職させる」となった。今は元気に行っている。このような事例はよくある。一緒について行き背中を押してやらないと、少し難しい。

<馬場委員長>

週40時間労働を知らない若者が結構いる。無茶な働き方をさせられて、その後クビになり、300万円ほど不払いということもあった。ここなら安心なので、また対応しきれないことがあったら相談させていただく。

～10：52